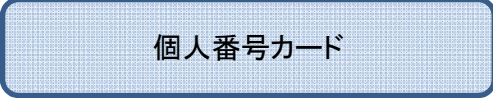


個人番号の確認	身元の確認
<p>1.  (※1 表面と裏面の写し)</p>	
<p>または</p>	
<p>通知カード等の写し 個人番号付住民票の原本</p> <p>2. 個人番号付住民票については、個人番号の確認書類となり、かつ、身元確認書類の一点としてみなされます。</p>	<p>+</p> <p>運転免許証、パスポート、資格の証明書 健康保険の被保険者証、年金手帳、 在留カード、特別永住者証明等の写し (※2 いずれか1点の添付)</p>

注) 個人番号付住民票については、退職金請求時に添付いただく住民票(原本)と個人番号確認書類及び身元確認書類と兼用できますが、その場合には、個人番号付住民票については、原本の提出をお願いいたします。

※1 顔写真の表示のある個人番号カードは、表面と裏面の写しを提出いただくことで個人番号と身元の確認書類となります。

※2 顔写真の表示がない身元の確認書類としては、二種類の提出が必要ですが建退共における身元確認書類として住民票を添付していただくことから、住民票以外の身元の確認書類をもう一種類提出して下さい。